

長泉町立竹原保育園の施設移管（民営化）

「公私連携型保育所」に係る個別計画

令和8年7月

長泉町



目次

1	はじめに	1
2	民営化対象施設の概要	2
1)	施設の概要	2
2)	園児数の推移	2
3	民営化により期待できる効果	5
1)	民間活力の導入による教育・保育サービスの向上、対応の迅速化、運営の柔軟性	5
2)	民営化実施による財政負担軽減効果	5
4	民営化の概要	6
1)	民営化にあたっての基本的な考え方	6
2)	民営化の手法・実施時期	6
5	民営化の実施内容	7
1)	民営化のスケジュール	7
2)	教育・保育内容等の運営条件	8
3)	財産の取扱い（土地・建物）	8
4)	町の役割	9
6	民間事業者の選定	9

1 はじめに

本町では、令和6年4月に「長泉町公立教育・保育施設再配置計画」を策定しました。再配置計画においては、「需要に応じた施設の適正配置の推進」、「質の高い教育・保育の提供のための役割・機能の強化」、「教育・保育サービスの多様化を目的とした民間活力の導入」が基本方針として掲げられているとともに、施設ごとの今後の方針が示されています。

そのうち、竹原保育園については、将来にわたって効率的・効果的な施設運営が可能と判断した場合には、民間への移管を行う方針（公立園の民営化）としております。

また、当該再配置計画に基づき、民営化に関する基本的なルールや基準を示した「長泉町公立教育・保育施設民営化ガイドライン」が示されています。

本計画においては、当該再配置計画やガイドラインに即して、竹原保育園の施設移管（民営化）を行い、民間事業者による『公私連携型保育所※』の運営を進めるにあたり、民間活力の導入による財政効果の検証を行うとともに、民営化に係るスケジュールや提供サービス、土地・建物に関する考え方等の整理を行っております。

※『公私連携型保育所』とは...

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第2項に規定する町との協定を締結して設置されるものであり、町が設置運営主体である民間事業者（公私連携保育法人）と連携し、土地、建物などの無償又は廉価による譲渡・貸付その他の支援を行うとともに、適正な運営が行われるよう公私連携保育法人が提供する保育事業等に関与しながら、運営される保育所です。

⇒ 民設民営でありつつも、町の関与を明確にしつつ、設置運営主体に設置のインセンティブが働く運営形態

2 民営化対象施設の概要



施設情報
(長泉町 HP)

1) 施設の概要

本計画における対象施設の概要は次のとおりです。

施設名	竹原保育園
所在地	静岡県駿東郡長泉町竹原 3 1 7 - 1
延床面積	1,288 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 (2 階)
建築年	平成 16 年 (2004 年)
定員	120 名
受入年齢	11 ヶ月～
学級数	6 学級
職員数	正規職員：12 名 会計年度任用職員：30 名
・保育時間	開 所 日：(平日)7:15~19:00、(土)7:30~17:30 保育時間：(平日)7:15~18:15、(土)7:30~17:30
延長保育	延長保育：(平日)18:15~19:00(200 円/回)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

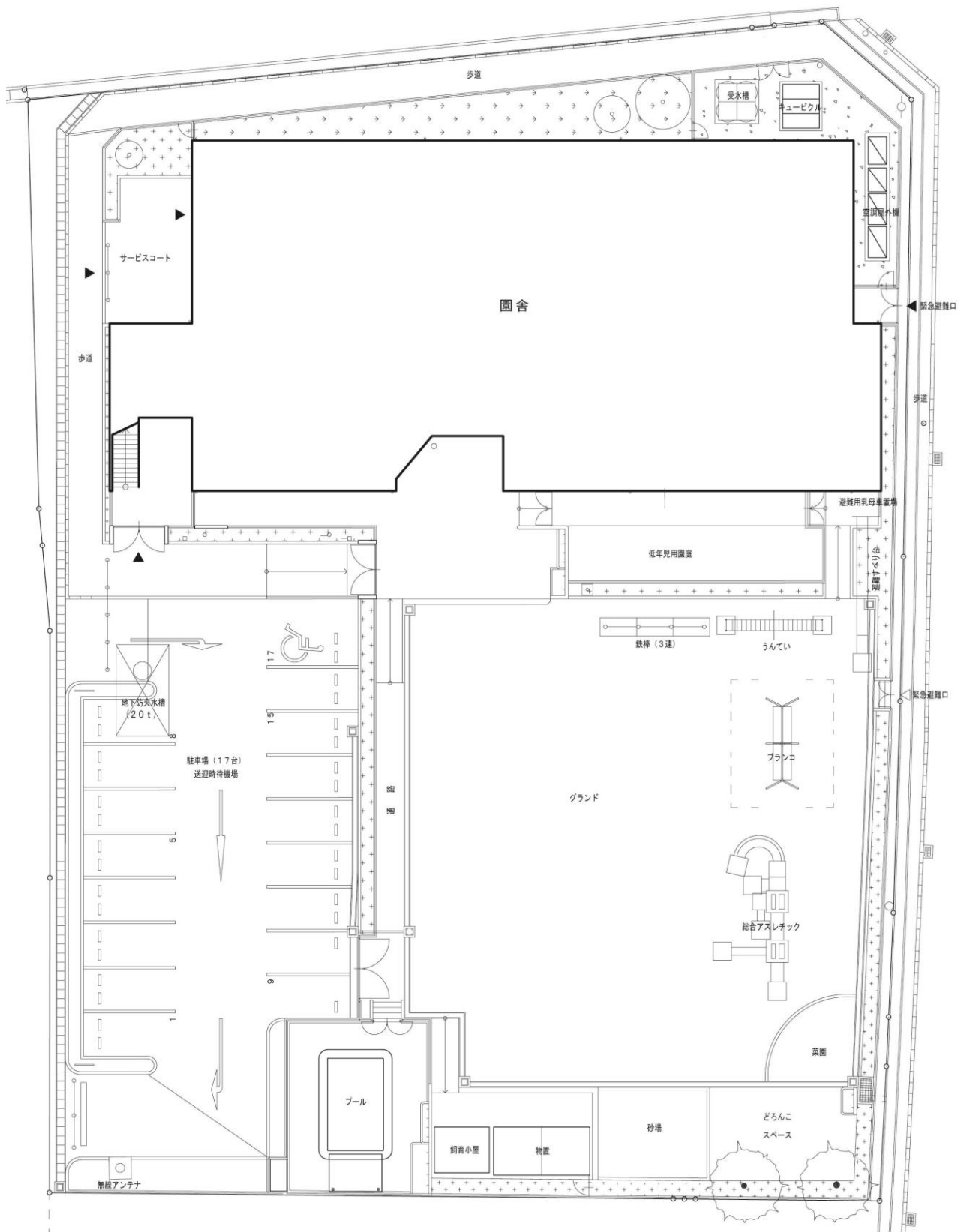
2) 園児数の推移

	R 1 年 (2019 年)	R 2 年 (2020 年)	R 3 年 (2021 年)	R 4 年 (2022 年)	R 5 年 (2023 年)	R 6 年 (2024 年)	R 7 年 (2025 年)
園児数	133	122	118	112	108	108	106

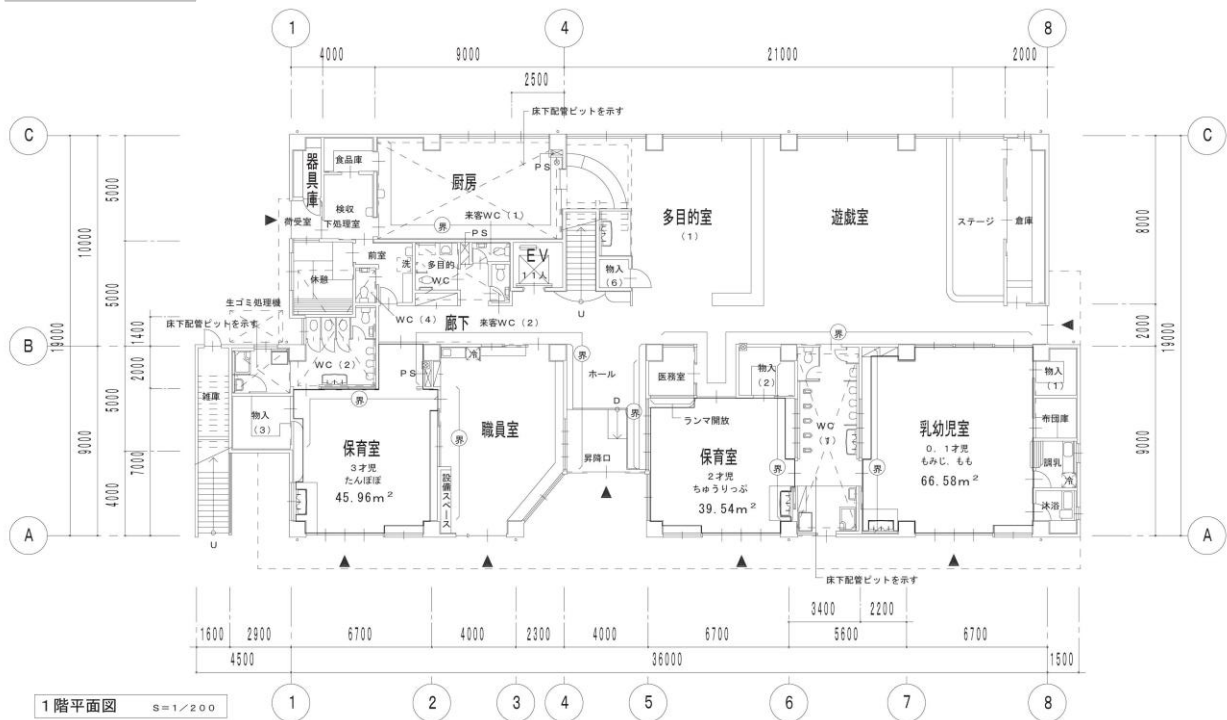
(各年 3 月 31 日現在)



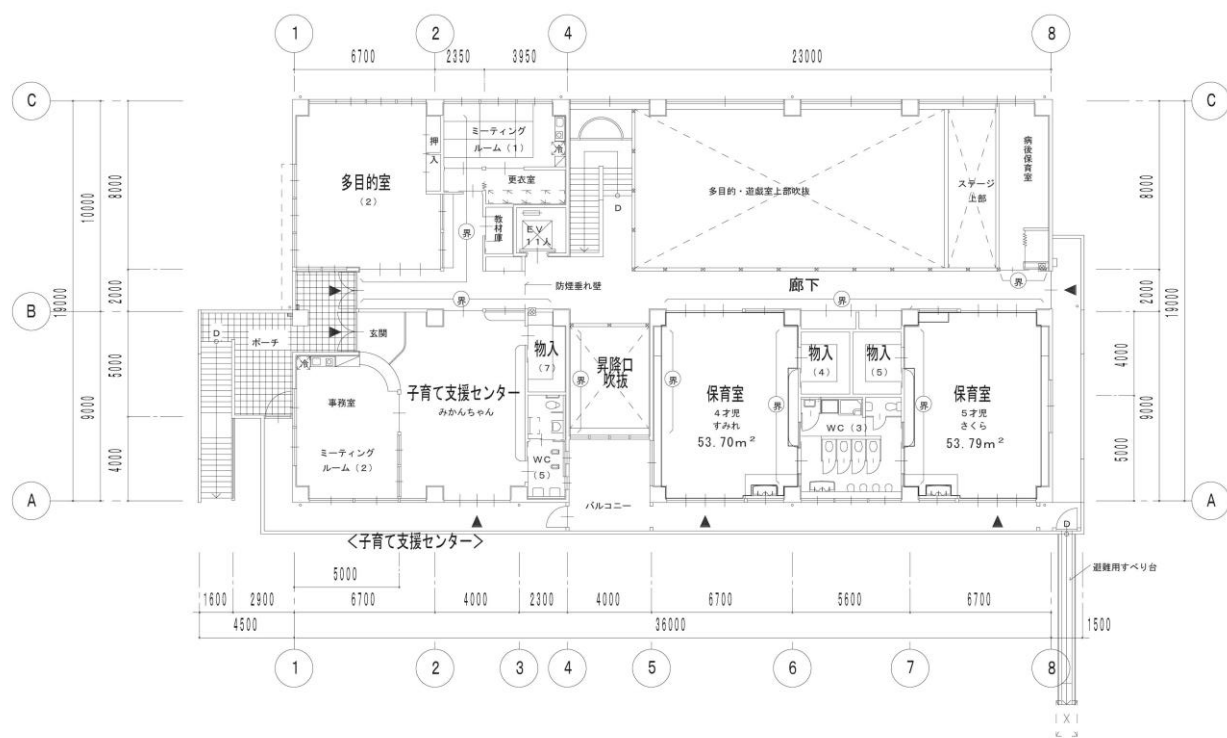
配置図



1 階平面図



2 階平面図



3 民営化により期待できる効果

1) 民間活力の導入による教育・保育サービスの向上、対応の迅速化、運営の柔軟性

民間活力の導入により、延長保育の拡大、障がい児保育の拡大など、民間事業者としての創意工夫を活かし、多様化するニーズに対応した特色のある教育・保育サービスの提供が期待されます。

また、公立園と比較し、運営主体が民間事業者となることで、教育・保育ニーズへの対応の迅速化、運営の柔軟性等の向上も見込まれます。

2) 民営化実施による財政負担軽減効果

(1) 施設運営に要する経費（人件費、運営費等）に係る財政負担軽減効果（R6年度決算ベース）

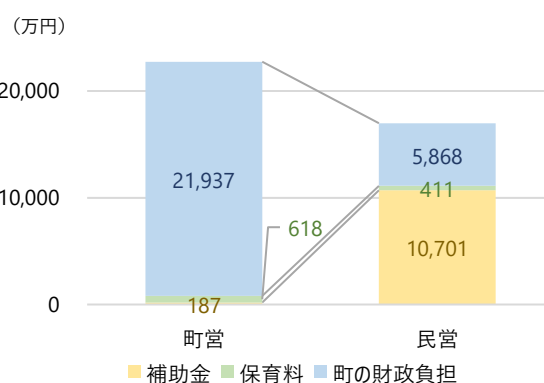
	施設運営に要する経費 (A)	国・県補助金等の財源 (B)	町の一般財源額 (財政負担額) (A-B)	財政負担 軽減効果 (C-D)
町営	227,418	8,044	219,374 (C)	160,693
	職員人件費 施設運営・管理費	国・県補助金 保育料等		
民営	169,800	111,119	58,681 (D)	
	運営委託費 運営費補助金 ※教育・保育サービス拡充分経費等を含む	国・県運営費負担金 国・県補助金 保育料等		

保育園の施設運営に要する経費（人件費、運営費等）は、主に町の一般財源（町の財政負担）により賄われており、加えてその他財源として国・県からの補助金等や保育料等が充てられています。

民営化実施による財政負担軽減効果の検証にあたっては、1会計年度における、町営と民営それぞれの町の一般財源額（町の財政負担額＝施設運営に要する経費から国・県からの補助金等の財源を除いた額）を比較し、その差額（減少額）を効果として示しました。

町の財政負担について、町営の場合は約2億1,900万円（C）、民営の場合は約5,800万円（D）であり、民営化により約1億6,100万円（C－D）の財政負担軽減効果が見込まれます。

民間事業者の施設運営に要する経費に対しては、国・県からの補助金等の財政支援を、



町営よりも多く受けることができるため、町の財政負担が大幅に軽減される見込みです。

それにより削減された町の一般財源を、その他の公立施設の機能の更なる強化や、新たな教育・保育サービスの提供等に充てることが可能となります。

(2) 施設維持・修繕に要する経費に係る財政効果

町営の保育園の施設維持・修繕に要する経費は、主に町の一般財源（町の財政負担）により賄われておりますが、一方、民営の保育園における施設維持・修繕に要する経費には、国の補助金等を活用できる場合があります。

竹原保育園は平成 16 年の建築から 20 年以上が経過し、今後、施設の長寿命化対策として、計画的かつ適切な維持管理・修繕が必要となることから、こうした施設維持・修繕に要する経費についても、民営の方が、町の財政負担軽減効果が期待されるといえます。

4 民営化の概要

1) 民営化にあたっての基本的な考え方

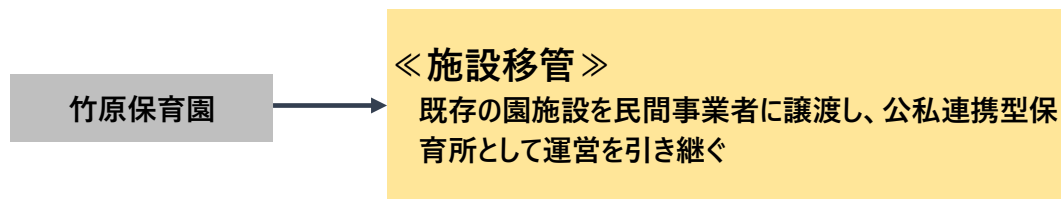
民営化にあたっては、児童の安定した園生活の継続を第一に考え、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、以下の考え方で進めることとします。

- ①民営化の実施内容及びスケジュール等について随時情報提供を行うとともに、保護者との意見交換や協議を行います。
- ②教育・保育の質の確保はもちろんのこと、多様化するニーズに対応した教育・保育サービスの充実が見込まれる事業者を選定します。
- ③在園児への影響を考慮した引継ぎ及び共同保育を行う等、引継ぎ期間を十分に確保したうえで、移管することとします。

2) 民営化の手法・実施時期

(1) 民営化の手法

移管先として選定された民間事業者に対し、既存の竹原保育園の施設を譲渡し、『公私連携型保育所』として運営を引き継ぎます。



(2) 民営化の実施時期

令和 12 年 4 月 1 日

5 民営化の実施内容

1) 民営化のスケジュール

年度(時期)		● 町	▲ 事業者・施設整備	■ 保護者等
R8	上			■ 保護者説明会
	中	●▲ サウンディング調査 ・現地見学 ・個別対話（ヒアリング）		
	下			
R9	上	● 事業者評価委員会※¹ 設置 ・募集要項・評価基準の検討・決定		■ 事業者評価委員会
	中			
	下	●▲ 事業者募集・選考・選定 ・書類・プレゼン審査 ・実地審査		
R10	上			■ 事業者決定報告
	中	●▲■ 三者協議会設置※² ●▲ 公私連携協定の締結・公私連携保育法人の指定手続き ※事業者決定後、協議のうえ適切な時期に行う		
	下			
R11	上	●▲ 引継ぎ・共同保育※³		
	中	●▲■ 町・業者合同保護者説明会 ●▲ 公私連携認定こども園設置の届出 ※県協議のうえ適切な時期に行う		
	下			
R12		● 民営化後のアフターフォロー		

(注) スケジュールは、事業者評価委員会での協議等により変更となる場合があります。

補足

※1 事業者評価委員会

・教育・保育の有識者、法人の財務会計事務の知識経験者、保護者代表等を委員とし、募集要項や評価基準を検討するとともに、事業者の提案を審査します。

※2 三者協議会

・長泉町、民間事業者、保護者により構成する協議会で、運営方針や教育・保育の内容、職員体制、引き継ぎ保育等について協議します。

※3 引継ぎ及び共同保育

・民営化前に民間事業者の施設長予定者等に対する引継ぎや、担任予定者等との共同保育の実施により、公立園の運営事項等の適切な引継ぎや、在園児や保護者との関係を構築していきます。また、民営化後も、長泉町職員の主任等を、原則として1年間派遣し、共同保育を行う予定です。

2) 教育・保育内容等の運営条件

民営化ガイドラインに基づき、民営化後における教育・保育サービス水準の確保を図るため、事業者が実施する教育・保育の内容等に、「保育所保育指針」その他関係法令尾の遵守を前提とし、主に下表の一定の条件を付します。

なお、詳細については、事業者評価委員会において、保護者アンケート、民間事業者に対するサウンディング調査等の意見を踏まえながら検討・協議し、募集要項等で定めることとします。

教育・保育の提供日	教育の提供は土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）を除く月曜日から金曜日までを原則とし、保育の提供は日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から土曜日までを原則とすること。
職員配置	職員配置は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」に基づき配置し、障がい児保育等に配慮した職員を確保すること。
給食	自園調理を基本とし、アレルギー対応を適切に行うこと。また、町が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。
費用負担	町が予め認めた費用以外の費用負担を、保護者に求めないこと。ただし、民営化後の新たな教育・保育サービス等の対価として必要な場合は、保護者への十分な説明と理解を得たうえで、求めるようにすること。
教育・保育サービス	多様化するニーズに対応した教育・保育サービスの提供を行うため、地域子ども・子育て支援事業等に積極的に取り組むこと。
行事・地域活動等の継続	従前より実施している施設の各種行事や地域活動等については、原則として継続して行うこと。

3) 財産の取扱い（土地・建物）

民営化に伴う町有財産の取扱いに関する考え方は、民営化ガイドラインに基づき、以下を基本とします。

(1) 土地

- ・町有地については、期間を定めて無償貸与する予定です。

なお、期間や終了後の取扱いについては、移管先の民間事業者の選定後に協定で取り決めることとします。

(2) 建物及び工作物

- ・既存の園舎等については、原則として無償譲渡する予定です。
- ・既存の園舎等にある備品については、原則として無償譲渡する予定です。

4) 町の役割

民営化ガイドラインに基づき、在園児等への影響を考慮した円滑な民間移管や、民営化後の適切な施設運営が図られるよう、町は以下の役割を担います。

(1) 『公私連携型保育所』に基づく協定の締結

民営化後も施設運営が適切に行われるよう、町と事業者の間で法に基づく協定を締結します。協定においては、法に規定する内容その他募集時に示した運営条件、事業者の提案から採用された内容、町有財産の取扱い、その他 移管先の事業者が遵守しなければならない事項等を定めます。

(2) 引継ぎ・共同保育

在園児への影響を考慮し、引継ぎ期間を十分に確保したうえで、以下のとおり引継ぎ及び共同保育を行うこととします。

令和 11 年 4 月～ 令和 12 年 3 月	・施設長予定者及び主任予定者を中心に、在園児の様子や施設の各種行事を含めた運営事項等の引継ぎを実施する。
令和 12 年 1 月～ 令和 12 年 3 月	・担任予定者等が公立保育施設の職員とともに共同保育に従事し、教育・保育の内容について実務を継承しながら、在園児や保護者との関係を構築する。
令和 12 年 4 月～ 令和 13 年 3 月	・民営化前に当該保育施設に勤務していた主任等を、原則として 1 年間派遣し、共同保育により適切な教育・保育の実施を確認する。 ・町の教育・保育アドバイザー及び特別支援教育専門員等が新施設に対して指導・助言等を行う巡回支援を実施する。巡回支援は期限を設けずに、共同保育が終了した後も継続して行う。

(3) 実地調査

町職員による新施設の実地調査を定期的を実施し、運営状況や遵守事項等の確認、必要な指導・助言等を行い、より一層保育の質が向上するよう努めることとします。

6 民間事業者の選定

民営化ガイドラインに基づき、安定的かつ継続的に施設運営を行え、かつ、教育・保育の質の維持向上が見込まれる事業者を、事業者評価委員会による評価結果に基づき町長が決定します。

なお、事業者の応募資格、選定方法・選定基準（評価項目）、選定スケジュール等の詳細は、事業者評価委員会の意見等を踏まえながら決定し、募集要項等で定めることとします。